

あきた

目 次

規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第47号）…………… 2
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第48号）
…………… 2

教 委 規 則

- 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部を改正する規則（第10号）…………… 2

訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第6号）…………… 3
- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第7号）…………… 3

上 水 道 局 訓 令

- 秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第2号）
…………… 3

告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第216号） …… 3
- 平成23年度市税督促状および平成24年度市税督促状の公示送達
について（第217号） …… 4
- 地縁による団体の認可について（第218号） …… 4
- 秋田市告示第174号の訂正について（第219号） …… 4
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の
指定について（第220号） …… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第221号） …… 4
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第222号） …… 5
- 平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第
223号） …… 5
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第224
号） …… 5
- 生活保護法による施術者の変更について（第225号） …… 5
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第226
号） …… 5
- 保存樹の指定の解除について（第227号） …… 6
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更
生医療）の更新について（第228号） …… 7
- 平成24年度第1期国民健康保険税督促状の公示送達について
（第229号） …… 7
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第230
号） …… 7
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第231

- 号）…………… 7
- 短期被保険者証交付通知書の公示送達について（第232号）
…………… 8
- 収納代理金融機関の店舗種類の変更について（第233号） …… 8
- 住民票の職権消除について（第234号） …… 8
- 被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新予
告通知書の公示送達について（第235号） …… 8
- 市立秋田総合病院の使用料および手数料の徴収事務の委託につ
いて（第236号） …… 8

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第13号）…………… 8

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につい
て（第26号）…………… 9
- 投票区の変更について（第27号）…………… 9
- 仁井田堰土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第
28号）…………… 9
- 仁井田堰土地改良区総代の任期満了による総選挙における選挙
長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について
（第29号）…………… 9
- 平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙にお
いて当選した者の住所および氏名について（第30号）…………… 9
- 平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙にお
いて当選証書を付与した当選人の住所および氏名について（第
31号）…………… 10

仁 選 挙 長 告 示

- 平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙にお
ける立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）
…………… 10
- 平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙にお
ける候補者の届出について（第2号）…………… 10
- 平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙にお
ける候補者の届出について（第3号）…………… 12
- 平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙につ
いて（第4号）…………… 12
- 平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙につ
いて（第5号）…………… 12
- 平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙につ
いて（第6号）…………… 12
- 平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙にお
ける選挙会の場所および日時について（第7号）…………… 12

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第11号）……………12

上下水道局告示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第37号）……………13

公 告

- 平成24年9月2日に執行した秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人について……………13
- 建築基準法による道路の指定について……………13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に關する届出について……………13
- 農用地利用集積計画の策定について……………14
- 建築基準法による道路の指定について……………14

教 委 公 告

- 平成25年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について……………14
- 平成25年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集について……………14

選 管 公 告

- 検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………15
- 裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………15

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………15
- 入札参加希望者の公募について……………16
- 入札参加希望者の公募について……………17

規 則

秋田市政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年9月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第47号

秋田市政組織規則の一部を改正する規則

秋田市政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項福祉総務課の項第17号中「および食肉衛生検査所」を「、食肉衛生検査所および病院法人移行準備室」に改める。

第30条の12を第30条の13とし、第30条の9から第30条の11までを1号ずつ繰り下げ、第30条の8の次に次の1条を加える。

（病院法人移行準備室）

第30条の9 病院の地方独立行政法人への移行に関する事務を処理するため、病院法人移行準備室を設置する。

2 前項の病院法人移行準備室は、福祉保健部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 病院の地方独立行政法人への移行に關すること。
- (2) 病院法人移行準備室の予算經理に關すること。

第47条第1項の表中第5号の4を第5号の5とし、第5号の3を第5号の4とし、

5の2	大学設置準備室長	大学設置準備室
-----	----------	---------

5の2	大学設置準備室長	大学設置準備室
5の3	病院法人移行準備室長	病院法人移行準備室

改め、同条第2項の表第2号中「保健所」の次に「、病院法人移行準備室」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
（秋田市職員安全衛生管理規則の一部改正）
- 2 秋田市職員安全衛生管理規則（昭和63年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「第5号の4」を「第5号の5」に改める。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第48号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3および別表第4中「および農業委員会事務局」を「、農業委員会事務局および別に定める課所室」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月27日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

秋田市教委規則第10号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

秋田市立御所野学院中学校（以下「学院中学校」という。）の修業年限および生徒の構成は、次のとおりとする。

- (1) 修業年限 3年
- (2) 生徒の構成 次に掲げる者
 - ア 小学校卒業生240名
 - イ 秋田市立御所野小学校通学区内に在住する小学校卒業生（アに掲げる者を除く。）

第6条第2号中「卒業した者」の次に「（第2条第1項第2号アに掲げる者に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成25年度および平成26年度における秋田市立御所野学院中学校(以下「学院中学校」という。)の生徒の構成については、改正後の秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則第2条第1項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成25年度	ア 小学校卒業生160名 イ 秋田市立御所野小学校通学区内に在住する小学校卒業生(アに掲げる者を除く。)
平成26年度	ア 小学校卒業生200名 イ 秋田市立御所野小学校通学区内に在住する小学校卒業生(アに掲げる者を除く。)

- 3 改正後の秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則第6条第2号の規定は、平成25年度以後に学院中学校に入学する者(第1学年の生徒に限る。)について適用し、平成24年度以前に学院中学校に入学した者については、なお従前の例による。

訓 令

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年9月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中第44号を第45号とし、第10号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 病院法人移行準備室長 組織規則第47条第1項に規定する病院法人移行準備室長をいう。

第3条第1項の表大学設置準備室長の項中「大学設置準備室長」を「大学設置準備室長および病院法人移行準備室長」に改め、同条第5項中「主管」を「、保健所の主管」に、「が、保健所長とともに」を「(保健所長が)に、「次長が」を「次長)が、病院法人移行準備室の主管に属する事項に限り病院法人移行準備室長(病院法人移行準備室長が不在のときは病院法人移行準備室の次長)がそれぞれ」に改める。

第10条の3の見出しを「(大学設置準備室長および病院法人移行準備室長専決事項)」に改め、同条中「大学設置準備室長」の次に「および病院法人移行準備室長」を加える。

第11条の4中「第2条第28号から第31号まで」を「第2条第29号から第32号まで」に改める。

第12条中「第2条第32号から第40号まで」を「第2条第33号から第41号まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年9月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程(昭和32年秋田市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表の表第62号中

「企業出納員 2」を「企業出納員 5」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年9月25日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程(昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表中

(5) 物品の賃借に関する契約	予定価格(年額換算)が40万円を超えるもの	予定価格(年額換算)が40万円以下	を
-----------------	-----------------------	-------------------	---

(5) 物品の賃借に関する契約	予定価格(年額換算)が40万円を超えるもの	予定価格(年額換算)が40万円以下	に
-----------------	-----------------------	-------------------	---

改める。

附 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第216号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則(平成15年秋田市規則第3号)第5条の規定により告示する。

平成24年9月3日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
鍋島隆司	鍋島眼科クリニック	眼科	視覚障害

面川 歩	秋田大学医学部附属病院	内科 腎臓内科	じん臓機能障害
奈良瑞穂	秋田大学医学部附属病院	内科	じん臓機能障害
吉樂拓哉	秋田赤十字病院	消化器外科	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
岩崎 齊	岩崎医院	内科 外科 胃腸内科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 肝臓機能障害
北原 栄	秋田赤十字病院	呼吸器科	呼吸器機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

秋田市告示第217号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度市税督促状
平成24年度市税督促状

秋田市告示第218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
山手台町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
(1) 町内における防犯灯、ごみ置き場等の共用施設の維持管理、環境の整備、改善、美観に関すること。
(2) 回覧板の回付等地域内の住民相互の連絡事項に関すること。
(3) 本会の資産の維持、管理に関すること。
(4) 会員の親睦と教養、文化向上に関すること。
(5) 防災活動に関すること。
(6) その他、本会会員の総意によって必要と認められたこと。
- 3 区域

本会の区域は、秋田市山手台二丁目および三丁目の全域とする。

- 4 主たる事務所
本会の事務所は、会長宅に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
平 岡 優
秋田市山手台二丁目2番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成24年9月3日

秋田市告示第219号

平成24年7月2日付けの道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定に基づく秋田市告示第174号を次のとおり訂正する。

平成24年9月3日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

路線名の項目中「外旭川字三千刈19号線」とあるのを「外旭川三千刈19号線」に訂正する。

秋田市告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年9月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社共栄介護	訪問介護ステーションきょうえい	秋田市八橋イサノー丁目9番20号キャッスル伊藤C棟	平成24年9月1日	訪問介護、介護予防訪問介護

秋田市告示第221号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年9月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 22台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成24年8月1日から同月29日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成24年9月18日から平成25年3月18日まで

2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第222号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則(平成15年秋田市規則第3号)第5条の規定により告示する。

平成24年9月12日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
豊野美幸	秋田県立医療療育センター	小児科	肢体不自由 呼吸器機能障害

秋田市告示第223号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第224号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年9月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
かおりレディスクリニック	秋田市八橋三和町5番2号	平成24年8月1日
株式会社 外 屋 薬 局	秋田市土崎港中央三丁目4番35号	平成24年5月1日
三 浦 整形外科医院	秋田市中通六丁目1番24号	平成24年2月20日
秋田肛門外科 お ぬ き クリニック	秋田市広面字鍋沼35番地	平成24年9月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
株式会社 外 屋 薬 局	秋田市土崎港中央三丁目4番35号	平成24年4月30日
三 浦 整形外科医院	秋田市中通六丁目1番24号	平成24年2月19日

秋田市告示第225号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年9月13日

秋田市長 穂 積 志

変更

名 称	変更事項(名称)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
株式会社 フレアス	フレアス在宅 マッサージ	株式会社フレアス	平成24年9月1日
フレアス在宅 マッサージ	ふれあい在宅 マッサージ	フレアス在宅 マッサージ	

秋田市告示第226号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年9月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ケアサポート未来	秋田市泉中央五丁目12番24号	平成24年8月1日

レモンタイム ケアプラン	秋田市外旭川字鳥谷場122番 地4	平成24年 9月1日
-----------------	----------------------	---------------

2 変更

名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
りんどうの家	秋田市東通明 田7番5号	秋田市手形字 山崎164番地 2	平成23年 8月1日

秋田市告示第227号

秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第4項の規定に基づき、保存樹の指定の解除を別紙のとおりしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年9月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定保存樹の指定解除について
保存樹指定解除一覧

No.	指定 番号	指 定 年月日	指定 種目	樹 種	指定 本数	所 在 地	所有者 (管理者)	解除本数	解除理由
1	第2号	昭和49年 10月11日	並木	クロマツ	8本	秋田市千秋明徳 町2-52	秋 田 市	1本	平成19年12月雪害による倒木
2	第3号	昭和49年 10月11日	並木	クロマツ	15本	秋田市千秋公園 1-1	秋 田 市	1本	松くい虫被害（平成24年6月）
3	第6号	昭和49年 10月11日	単独	カツラ	47本	秋田市千秋公園 1-1	秋 田 市	3本	害虫の蝕害による枯死
4	第22号	昭和49年 10月11日	単独	イチョウ	3本	秋田市牛島西3- 10-11	三皇熊野 神社	2本	枯死
5	第28号	昭和49年 10月11日	樹林	イチョウ4、 ケヤキ90他	190本	秋田市川尻総社 町14-6	総社神社	ケヤキ 1本	根元部の枯れ
6	第32号	昭和49年 10月11日	並木	スギ	25本	秋田市山内字田 中26	補陀寺	3本	平成16年台風15号（1本）/ 平成24年4月4日暴風により 倒木
7	第44号	昭和49年 10月11日	単独	ケヤキ	1本	秋田市太平山谷 字十三岱36	鈴木 英弘	1本	平成16年台風15号により倒木
8	第47号	昭和49年 10月11日	単独	スギ	1本	秋田市太平寺庭 字寺庭161	秋山 克廣	1本	平成16年台風16号により倒木
9	第70号	昭和49年 10月11日	並木	クロマツ	9本	秋田市浜田字滝 ノ下	秋 田 市	1本	松くい虫被害
10	第90号	昭和49年 10月11日	貴重	ヤブツバキ	1本	秋田市上新城五 十丁字大村屋敷 210	石井 金作	1本	平成18年雪害による主幹折
11	第91号	昭和49年 10月11日	貴重	ハコネウツギ	1本	秋田市上新城中 字松木台55	石井ヤエ子	1本	平成14年雪害による主幹折
12	第95号	昭和49年 10月11日	単独	エノキ	1本	秋田市飯島字天 袋28	保坂勘十郎	1本	台風による倒木
13	第122号	昭和51年 2月18日	貴重	イチイ	4本	秋田市山王4- 1-1	秋 田 県	1本	枯死
14	第124号	昭和51年 2月18日	貴重	キャラボク	1本	秋田市山王4- 1-1	秋 田 県	1本	枯死
15	第143号	昭和52年 3月30日	貴重	キャラボク	1本	秋田市千秋矢留 町9-20	大野 政美	1本	枯死
16	第148号	昭和53年 3月31日	貴重	ドウダンツツ ジ	1本	秋田市保戸野中 町8-36	川井 忠友	1本	枯死
17	第156号	昭和53年 3月31日	単独	ケヤキ1、ヤ チダモ1	2本	秋田市外旭川字 堂の前112-1	若宮八幡 神社	ヤチダモ 1本	枯死
18	第173号	昭和54年 2月26日	単独	クロマツ	1本	秋田市下北手柳 館字賀川瀨下9- 1	神居 勝嗣 ・勝廣	1本	平成16年暴風による倒木
19	第205号	昭和56年 2月24日	単独	ブナ	1本	秋田市外旭川字 家前24	関谷 慶昭	1本	平成16年台風15号による倒木

20	第207号	昭和56年 2月24日	単独	アカマツ	1本	秋田市金足吉田 字松の下14	吉田町内会	1本	平成17年枯死
21	第229号	昭和60年 3月25日	単独	サイカチ1、 ヤチダモ1	2本	秋田市旭北寺町 4-20	宗教法人 専念寺	サイカチ 1本	平成17年暴風により倒木
22	第231号	昭和62年 2月20日	単独	ヤマザクラ	2本	秋田市太平山谷 字長坂16	高橋 豊彰	2本	倒木
23	第241号	平成11年 7月21日	貴重	クロマツ	1本	秋田市豊岩豊巻 字中山1	田口 智徳	1本	松くい虫被害
24	第96号	昭和49年 10月11日	貴重	イチイ	1本	秋田市金足黒川 字黒川163	佐藤 忠悦	1本	平成24年4月4日暴風により 倒木
25	第117号	昭和51年 2月18日	単独	クロマツ	1本	秋田市上新城中 字片野	佐藤 勉	1本	松くい虫被害
26	第126号	昭和52年 3月30日	貴重	キャラボク	1本	秋田市土崎港南 一丁目14-16	多聞院	1本	平成24年4月4日暴風により 幹割
27	第152号	昭和53年 3月31日	単独	ネズコ	1本	秋田市柳田字佐 渡端143	加藤 直治	1本	枯死
28	第225号	昭和60年 3月25日	樹林	クロマツ、ケ ヤキ他	4,600㎡	秋田市飯島松根 西10	飯島神社	クロマツ 3本	平成24年4月4日暴風により 倒木

秋田市告示第228号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年9月18日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第110号	みんなの薬 局山王	秋田市山王中園町3番 3号	平成24年 10月1日

秋田市告示第229号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度第1期国民健康保険税督促状

秋田市告示第230号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年9月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
 - (1) 秋田市ポータルタワー
 - (2) 秋田港振興センター

2 指定管理者

秋田市中通二丁目2番32号
株式会社東北ダイケン秋田支店

3 指定管理者の指定年月日

平成21年12月22日

4 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名

変更前 支配人 佐々木 正 和

変更後 支配人 加 藤 正 男

5 変更年月日

平成24年7月21日

6 変更の理由

改選による。

秋田市告示第231号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成24年9月21日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称

秋田市河辺岩見温泉

2 指定管理者

秋田市中通二丁目2番32号
株式会社東北ダイケン秋田支店

3 指定管理者の指定年月日

平成20年12月19日

4 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名

変更前 支配人 佐々木 正 和

変更後 支配人 加 藤 正 男

5 変更年月日

平成24年7月21日

6 変更の理由

改選による。

秋田市告示第232号

次の短期被保険者証交付通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、短期被保険者証交付通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
短期被保険者証交付通知書

秋田市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関の店舗種類を次のとおり変更するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成24年9月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 新店舗種類名称 ウリ信用組合 秋田出張所
- 2 旧店舗種類名称 ウリ信用組合 秋田支店
- 3 変更年月日 平成24年10月29日

秋田市告示第234号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消滅したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年9月27日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市外旭川字家ノ前65番地	関 谷 久 雄

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
 - (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。
 - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないと

き。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第235号

次の被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新予告通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新予告通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新予告通知書

秋田市告示第236号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、市立秋田総合病院の使用料および手数料の徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成24年9月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 委託した事務の内容
市立秋田総合病院の使用料および手数料の徴収事務
- 2 徴収事務を委託した事業者の所在地および名称
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
株式会社ニチイ学館
- 3 委託期間
平成24年10月1日から平成25年3月31日まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

平成24年9月27日午後2時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年9月24日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

付議案件

- 1 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部を改正する件
- 2 教育委員会事務の点検・評価に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成24年9月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫

- 1 50分の1の数 5,343人
- 2 3分の1の数 89,041人

秋市選管告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年9月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫

投票区名	区 域
秋田市第37投票区 (勝平保育園)	新屋松美ガ丘南町16番（1号から12号まで、および14号以降）ならびに17番から22番までを除く。 新屋勝平台を加える。
秋田市第76投票区 (勝平地区コミュニティセンター)	新屋松美ガ丘南町16番（1号から12号まで、および14号以降）ならびに17番から22番までを加える。 新屋勝平台を除く。

秋市選管告示第28号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、仁井田堰土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成24年9月6日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫

- 1 選挙の期日 平成24年9月13日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
 - 第1選挙区 15人
 - 第2選挙区 13人
 - 第3選挙区 5人

秋市選管告示第29号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第8条第7項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成24年9月6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅原弘夫

仁井田堰土地改良区総代の総選挙

選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区分	住 所	氏 名
第1選挙区	選挙長	秋田市仁井田本町三丁目6番50号	熊井良太郎
	職務代理人	秋田市仁井田本町三丁目1番7号	熊谷喜美
	選挙立会人	秋田市仁井田字大野271番地	相場輔雄
	選挙立会人	秋田市仁井田目長田一丁目9番58号	堀井正治
第2選挙区	選挙長	秋田市四ツ小屋字城下当場107番地1	伊藤作一郎
	職務代理人	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下60番地2	鈴木肇
	選挙立会人	秋田市四ツ小屋字上野62番地1	伊藤久幸
	選挙立会人	秋田市四ツ小屋末戸松本字向野65番地	加賀谷源
第3選挙区	選挙長	秋田市茨島四丁目7番3号	佐藤昭一
	職務代理人	秋田市牛島西一丁目10番41号	伊藤良太郎
	選挙立会人	秋田市牛島東三丁目1番1号	藤本誠一
	選挙立会人	秋田市檜山大元町7番1号	鈴木源太郎

秋市選管告示第30号

平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成24年9月14日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫

第1選挙区

秋田市仁井田本町二丁目4番43号	今野敏夫
秋田市仁井田二ツ屋一丁目5番60号	鈴木政千代
秋田市仁井田本町四丁目4番28号	伊藤吉雄
秋田市仁井田本町五丁目13番26号	伊藤四郎
秋田市仁井田字大野81番地	相場昇
秋田市仁井田福島二丁目5番22号	寺門松男
秋田市仁井田本町四丁目13番7号	熊井金明
秋田市仁井田字大野220番地	相場堅一
秋田市仁井田目長田一丁目11番17号	佐々木哲
秋田市仁井田字大野263番地	高橋良一
秋田市仁井田本町三丁目1番30号	今野豊
秋田市仁井田目長田一丁目8番21号	原田博衛
秋田市仁井田字横山121番地	橋本勉
秋田市仁井田本町五丁目15番18号	熊谷護
秋田市仁井田本町四丁目1番11号	佐々木文勝

第2選挙区

秋田市四ツ小屋末戸松本字向野39番地 加賀谷 武
 秋田市四ツ小屋字中野105番地 加賀 一 俊
 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下33番地 三浦 悦 夫
 秋田市四ツ小屋字城下当場133番地 松野 悟 夫
 秋田市四ツ小屋字城下当場21番地 伊藤 吉 行
 秋田市四ツ小屋字上野10番地 榎 秀 夫
 秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上22番地 嶋田 満
 秋田市四ツ小屋字城下当場33番地 伊藤 正 一
 秋田市四ツ小屋字城下当場106番地 伊藤 隆 一
 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下15番地 鈴木 武 敏
 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下20番地 鈴木 一 彦
 秋田市四ツ小屋字上野50番地 伊藤 隆 一
 秋田市河辺豊成字館下83番地 2 鎌田 孝 樹

第3選挙区

秋田市上北手荒巻字前田127番地 鈴木 善 則
 秋田市川尻みよし町10番3号 佐藤 憲一郎
 秋田市檜山城南町4番42号 鈴木 勝 善
 秋田市牛島西一丁目7番29号 菅原 清 勝
 秋田市牛島東六丁目1番21号 後藤 聡 宏

秋市選管告示第31号

平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成24年9月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅原弘夫

第1選挙区

秋田市仁井田本町二丁目4番43号 今野 敏 夫
 秋田市仁井田二ツ屋一丁目5番60号 鈴木 政千代
 秋田市仁井田本町四丁目4番28号 伊藤 吉 雄
 秋田市仁井田本町五丁目13番26号 伊藤 四 郎
 秋田市仁井田字大野81番地 相場 昇
 秋田市仁井田福島二丁目5番22号 寺門 松 男
 秋田市仁井田本町四丁目13番7号 熊井 金 明
 秋田市仁井田字大野220番地 相場 堅 一
 秋田市仁井田目長田一丁目11番17号 佐々木 哲
 秋田市仁井田字大野263番地 高橋 良 一
 秋田市仁井田本町三丁目1番30号 今野 豊
 秋田市仁井田目長田一丁目8番21号 原田 博 衛
 秋田市仁井田字横山121番地 橋本 勉
 秋田市仁井田本町五丁目15番18号 熊谷 護
 秋田市仁井田本町四丁目1番11号 佐々木 文 勝

第2選挙区

秋田市四ツ小屋末戸松本字向野39番地 加賀谷 武
 秋田市四ツ小屋字中野105番地 加賀 一 俊

第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成24年9月6日	今野 敏 夫	男	秋田市仁井田本町二丁目4番43号	昭和14年1月23日	農 業
2	平成24年9月6日	鈴木 政千代	男	秋田市仁井田二ツ屋一丁目5番60号	昭和15年7月21日	農 業

秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下33番地 三浦 悦 夫
 秋田市四ツ小屋字城下当場133番地 松野 悟 夫
 秋田市四ツ小屋字城下当場21番地 伊藤 吉 行
 秋田市四ツ小屋字上野10番地 榎 秀 夫
 秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上22番地 嶋田 満
 秋田市四ツ小屋字城下当場33番地 伊藤 正 一
 秋田市四ツ小屋字城下当場106番地 伊藤 隆 一
 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下15番地 鈴木 武 敏
 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下20番地 鈴木 一 彦
 秋田市四ツ小屋字上野50番地 伊藤 隆 一
 秋田市河辺豊成字館下83番地 2 鎌田 孝 樹

第3選挙区

秋田市上北手荒巻字前田127番地 鈴木 善 則
 秋田市川尻みよし町10番3号 佐藤 憲一郎
 秋田市檜山城南町4番42号 鈴木 勝 善
 秋田市牛島西一丁目7番29号 菅原 清 勝
 秋田市牛島東六丁目1番21号 後藤 聡 宏

仁選挙長告示

仁選挙長告示第1号

平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成24年9月6日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 熊井 良太郎

第2選挙区選挙長 伊藤 作一郎

第3選挙区選挙長 佐藤 昭一

1 場所

秋田市仁井田本町四丁目5番20号
 仁井田堰土地改良区

2 日時

平成24年9月6日 午前8時30分から午後5時まで

平成24年9月7日 午前8時30分から午後5時まで

仁選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成24年9月6日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 熊井 良太郎

第2選挙区選挙長 伊藤 作一郎

第3選挙区選挙長 佐藤 昭一

3	平成24年 9月6日	伊藤吉雄	男	秋田市仁井田本町四丁目4番28号	昭和14年11月18日	農業
4	平成24年 9月6日	伊藤四郎	男	秋田市仁井田本町五丁目13番26号	昭和12年4月17日	農業
5	平成24年 9月6日	相場昇	男	秋田市仁井田字大野81番地	昭和23年11月3日	農業
6	平成24年 9月6日	寺門松男	男	秋田市仁井田福島二丁目5番22号	昭和21年6月21日	農業
7	平成24年 9月6日	熊井金明	男	秋田市仁井田本町四丁目13番7号	昭和29年11月16日	農業
8	平成24年 9月6日	相場堅一	男	秋田市仁井田字大野220番地	昭和25年4月22日	農業
9	平成24年 9月6日	佐々木哲	男	秋田市仁井田目長田一丁目11番17号	昭和26年12月11日	会社員
10	平成24年 9月6日	高橋良一	男	秋田市仁井田字大野263番地	昭和26年12月15日	農業
11	平成24年 9月6日	今野豊	男	秋田市仁井田本町三丁目1番30号	昭和27年10月6日	会社員
12	平成24年 9月6日	原田博衛	男	秋田市仁井田目長田一丁目8番21号	昭和24年12月17日	農業
13	平成24年 9月6日	橋本勉	男	秋田市仁井田字横山121番地	昭和28年9月30日	農業

第2選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成24年 9月6日	加賀谷武	男	秋田市四ツ小屋末戸松本字向野39番地	昭和21年11月21日	農業
2	平成24年 9月6日	加賀一俊	男	秋田市四ツ小屋字中野105番地	昭和29年7月2日	農業
3	平成24年 9月6日	三浦悦夫	男	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下33番地	昭和24年1月30日	農業
4	平成24年 9月6日	松野悟	男	秋田市四ツ小屋字城下当场133番地	昭和25年7月6日	農業
5	平成24年 9月6日	伊藤吉行	男	秋田市四ツ小屋字城下当场21番地	昭和26年5月12日	農業
6	平成24年 9月6日	榎秀夫	男	秋田市四ツ小屋字上野10番地	昭和18年5月13日	農業
7	平成24年 9月6日	嶋田満	男	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上22番地	昭和23年3月2日	農業
8	平成24年 9月6日	伊藤正一	男	秋田市四ツ小屋字城下当场33番地	昭和22年12月5日	農業
9	平成24年 9月6日	伊藤隆一	男	秋田市四ツ小屋字城下当场106番地	昭和20年8月24日	農業
10	平成24年 9月6日	鈴木武敏	男	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下15番地	昭和20年10月16日	農業
11	平成24年 9月6日	鈴木一彦	男	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下20番地	昭和26年7月29日	農業
12	平成24年 9月6日	伊藤隆一	男	秋田市四ツ小屋字上野50番地	昭和25年2月10日	農業
13	平成24年 9月6日	鎌田孝樹	男	秋田市河辺豊成字館下83番地2	昭和37年3月29日	会社員

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成24年 9月6日	鈴木善則	男	秋田市上北手荒巻字前田127番地	昭和21年6月3日	会社員
2	平成24年 9月6日	佐藤憲一郎	男	秋田市川尻みよし町10番3号	昭和15年7月23日	農業
3	平成24年 9月6日	鈴木勝善	男	秋田市檜山城南町4番42号	昭和22年10月4日	農業
4	平成24年 9月6日	菅原清勝	男	秋田市牛島西一丁目7番29号	昭和18年1月11日	農業
5	平成24年 9月6日	後藤聡宏	男	秋田市牛島東六丁目1番21号	昭和43年3月12日	会社員

仁選挙長告示第3号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成24年9月7日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 熊井良太郎
 第2選挙区選挙長 伊藤作一郎
 第3選挙区選挙長 佐藤昭一

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
14	平成24年 9月7日	熊谷護	男	秋田市仁井田本町五丁目15番18号	昭和30年9月30日	会社員
15	平成24年 9月7日	佐々木文勝	男	秋田市仁井田本町四丁目1番11号	昭和14年9月3日	農業

仁選挙長告示第4号

平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が15人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成24年9月7日

仁井田堰土地改良区総代総選挙
 第1選挙区選挙長 熊井良太郎

仁選挙長告示第5号

平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙について、第2選挙区において届出のあった候補者が13人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成24年9月7日

仁井田堰土地改良区総代総選挙
 第2選挙区選挙長 伊藤作一郎

仁選挙長告示第6号

平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙について、第3選挙区において届出のあった候補者が5人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

示す。

平成24年9月7日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第3選挙区選挙長 佐藤昭一

仁選挙長告示第7号

平成24年9月13日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成24年9月7日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 熊井良太郎
 第2選挙区選挙長 伊藤作一郎
 第3選挙区選挙長 佐藤昭一

- 1 場所 秋田市仁井田本町四丁目5番20号
仁井田堰土地改良区
- 2 日時 平成24年9月14日 午後2時

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

平成24年9月14日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年9月7日

秋田市農業委員会会長 佐々木吉秋
 案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 2 農用地利用集積計画（平成24年度第6号）に関する件
- 3 平成25年度秋田市農業施策に対する建議に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第37号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成24年9月30日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市八橋本町六丁目12番15号
- 7 縦覧の期間
平成24年9月16日から同月29日まで（土曜日、日曜日および祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

公 告

秋田市公告

平成24年9月2日に執行した秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

平成24年9月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
佐 藤 清太郎	秋田市千秋久保田町6番55号
高 橋 宗 悟	秋田市千秋久保田町4番70号
守 屋 誠	秋田市千秋久保田町4番67号
石 田 一 豊	秋田市千秋久保田町4番55号
今 井 光 男	秋田市千秋久保田町5番25号
男鹿谷 共 充	秋田市千秋久保田町5番7号
株式会社ベルコ	大阪府池田市空港一丁目12番10号

- 2 宅地の借地権者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
高松木材株式会社	秋田市新屋大川町20番3号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成24年9月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号
東北ミサワホーム株式会社
代表取締役 佐 藤 春 夫
- 2 道路位置指定箇所
秋田市橋山本町113番3
- 3 道路幅員 4.13メートル
- 4 道路延長 26.74メートル
- 5 指定年月日および番号
平成24年9月13日 第3号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年9月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 富田 哲郎
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
秋田ステーションビル株式会社 代表取締役 松本 実
秋田県秋田市中通七丁目1番2号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 秋田駅ビル
所在地 秋田市中通七丁目1番2号
 - (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名
イ 変更前
 - a 東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 清野 智
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
 - b 秋田ステーションビル株式会社
代表取締役 成田 俊二
秋田県秋田市中通七丁目1番2号
 - イ 変更後
 - a 東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 富田 哲郎
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
 - b 秋田ステーションビル株式会社
代表取締役 松本 実
秋田県秋田市中通七丁目1番2号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア 1(3)ア a については平成24年 6 月22日

1(3)ア b については平成23年 6 月27日

イ 1(3)イについては平成24年 4 月 1 日

(5) 変更理由

ア 1(3)アについては大規模小売店舗設置者の代表者名変更のため

イ 1(3)イについては小売業者の社名、代表者名、住所の変更並びに小売業者入替えによる退店及び出店のため

2 届出年月日 平成24年 9 月 6 日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成24年 9 月20日から平成25年 1 月20日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年 9 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書

2 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号

秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成24年 9 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市牛島東六丁目 2 番32号

有限会社魁光住宅産業

代表取締役 佐藤 良信

2 道路位置指定箇所

秋田市仁井田潟中町105番 3、106番 1 および105番 3 地先水路（法定外公共物）

3 道路幅員 4.15メートル 6.00メートル

4 道路延長 14.43メートル 20.57メートル

5 指定年月日および番号

平成24年 9 月24日 第 4 号

教 委 公 告

秋田市教委公告

平成25年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成24年 9 月28日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 かおり

1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

2 入学願書の提出期間および提出先

(1) 提出期間

ア 前期選抜 平成25年 1 月15日(火)から同月17日(木)まで

イ 一般選抜 平成25年 2 月13日(水)から同月15日(金)まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長とする。

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 前期選抜 平成25年 1 月31日(木) 学力検査および面接

ア 実施教科 3教科（国語、数学および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

(2) 一般選抜 平成25年 3 月 5 日(火) 学力検査および面接

ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 前期選抜 中学校又はこれに準ずる学校を平成25年 3 月に卒業する見込みの者で、「平成25年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める「出願の条件」を満たしている者

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成25年 3 月に卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学 科 名 商業科

(2) 募集人員 男女 240名

7 合格者の発表

(1) 前期選抜 平成25年 2 月 7 日(木)

(2) 一般選抜 平成25年 3 月12日(火)

8 その他

入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、「平成25年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

平成25年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）第7条第2項の規定により公

告する。

平成24年 9月28日

秋田市教育委員会
委員長 米 本 かおり

- 1 入学願書の提出期日および提出先
 - (1) 提出期日
平成24年11月13日(火)から同月16日(金)まで。ただし、郵送の場合は同月16日(金)の消印を有効とする。
 - (2) 提出先
秋田市立御所野学院中学校長とする。
- 2 出願資格
平成25年 3月に小学校の課程を修了見込みで、保護者とともに、秋田市内在住又は平成25年 4月 1日までに在住予定の者
- 3 募集人員
80名
- 4 入学予定者選考の実施期日等
 - (1) 実施期日
平成24年12月 8日(土)
 - (2) 内容
適性検査および面接
- 5 選考結果の通知
平成24年12月25日(火)
- 6 その他
入学者決定に関して必要な細目事項は、別に定める「平成25年度秋田市立御所野学院中学校入学者決定要項」によるものとする。

選 管 公 告

秋市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年 9月 2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成24年 9月12日(水) 午後 2時

秋市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年 9月 2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成24年 9月12日(水) 午後 2時

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 9月14日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第25号 公共下水道污水取付管修繕	秋田市土崎港南 一丁目地内	平成24年12月28日	さく井工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「さく井工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課からさく井工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ さく井工事について資格を有する者を主任技術者として本修繕に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 9月26日(水) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年10月 1日(月)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加する

こと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年9月25日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成24年9月14日(金)から同月25日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年9月14日(金)から同月25日(火)までの土

曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年9月26日(水)から同月27日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年9月14日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号・件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第13号 給水バッグ設置台購入	秋田市上下水道局 川口汚水中継ポンプ場 (秋田市榎山登町12番43号)	平成24年12月27日	建具工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「建具工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から建具工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当としない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年9月26日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年10月1日(月)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年9月25日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
 - (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年9月14日(金)から同月25日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成24年9月14日(金)から同月25日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載す

- る。
- 5 事後審査に関する事項
 - (1) 落札候補者は、平成24年9月26日(水)から同月27日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局のホームページにも掲載する。
- 6 その他
 - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年9月21日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第26号 減圧弁・豊岩サージタンク水位調整弁分解整備	秋田市仁別字堂ノ下地内 他4箇所	平成25年1月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内において、口径75mm以上の水道用減圧弁分解整備の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

裏)

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年10月5日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年10月1日(月)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。

以下「申請書」という。)を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年9月21日(金)から同年10月1日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年9月21日(金)から同年10月1日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年10月2日(火)から同月3日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
 - イ 施工実績調書(様式4)および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局のホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434